

熊本市農水産業計画推進委員会の公募委員の選考に関する要綱

制定 平成25年 6月18日農水商工局次長決裁

改正 平成28年 3月24日農業政策課長決裁

改正 平成30年 3月30日農業・ブランド戦略課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市農水産業計画推進委員会の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、2人以内とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、熊本市農水産業計画推進委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には農水局農政部長を、委員には農業政策課長、農業支援課長、農地整備課長及び水産振興センター所長をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) その他、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、農業政策課とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考にあたっては、別に定める選考基準に基づき審査を行う。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は前項の候補者に対し、熊本市農水産業計画推進委員会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 前項の候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。